

中百舌鳥駅周辺の活性化に向けた滞留空間創出業務

仕様書

1. 適用

本仕様書は、NAKAMOZU イノベーションコア創出コンソーシアム（以下、「NICCC」という）が実施する「中百舌鳥駅周辺の活性化に向けた滞留空間創出業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

「中百舌鳥駅周辺活性化基本方針」（令和 6 年 5 月、堺市策定）や「＜北部エリア＞の土地活用の方針について」（令和 5 年 5 月、NICCC 作成）等に示される中百舌鳥駅周辺の将来像の一部を先行的に具現化し、人の滞在や利用行動、空間の使われ方を検証する。また、検証で得られた結果をもとに、実装化・常設化に向けた検討や今後の取組に資する基礎資料を得ることを目的とする。

3. 履行場所

中百舌鳥駅前北側広場 堺市北区中百舌鳥町 2 丁

※詳細な範囲は別紙 1 を参照

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

5. 提出書類

受注者は、業務開始に先立ち、業務の取組方針やスケジュールの検討等、業務の全体計画を立案し、契約締結後速やかに次の書類を発注者に提出しなければならない。

- （１）業務実施計画書（取組方針、作業工程、スケジュール等）
- （２）業務責任者届

6. 貸与資料

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に次の資料等を貸与する。なお、貸与された資料は、本業務以外の目的で利用及び公表してはならない。また、受注者の責任において取り扱い及び保管を行うものとし、業務完了後速やかに発注者に返却するものとする。また、貸与した資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

- （１）中百舌鳥駅周辺活性化基本方針
- （２）＜北部エリア＞の土地活用の方針について
- （３）過年度委託業務成果品
- （４）その他受注者の申し出により、発注者が必要と認める資料

7. 工程管理

受注者は、発注者との連絡を密にし、発注者の指定する者の指示に従うこととし、受注者は、工程表に基づき適正な工程管理を行い、適宜、業務の進捗状況を発注者へ報告すること。また、受注者は、発注者に打合せ議事録を提出しなければならない。

8. 業務内容

乗継利用者や地域住民の滞留行動を促進させるために、対象範囲（別紙 1）を対象に、ひと中心の居心地の良い空間を創出すること。

（1）企画設計

受注者は、発注者が貸与する物品及び受注者が調達する物品を活用し、対象区域において滞留空間を創出するための企画及び空間設計を行うこと。なお、設計にあたっては、滞留が自然に発生するような居心地の良い空間を作ること为目标とし、別紙 2 の設置イメージ図を参考に、機能性や安全性に考慮し、発注者と協議・調整しながら進めること。

なお、効果検証や利用者からの苦情・要望等への対応のため、実施期間中にレイアウト等の変更が必要となる場合は対応すること。

加えて、滞留空間の魅力向上及び情報発信を目的として、デジタルサイネージを設置すること。なお、サイネージに表示するコンテンツは発注者が作成するものとし、受注者は設置、運用及び維持管理を行うこと。

【設計条件】

実施時期	令和 8 年 11 月～12 月のうち 1 ヶ月間程度
設置期間	実施期間中は 24 時間常設。なお実施期間終了後は撤去し、原状復旧を行うこと。
実施場所	別紙 1 のとおり

【貸与予定物品一覧】

物品名	備考	数量
梁ベンチ	約 200cm×40cm×20cm	5 台
人工芝※ 1	・2m×10m／ロール ・パイル面：ポリエチレン＋ポリプロピレン ・裏面：SBR コーティング ・パイル長：25mm 程度	5 ロール
植栽	・プランター ・高さ 90cm 程度	20 個
ソーラー式 LED ライト	・サイズ：80mm×45mm×43mm ・点灯時間：最大約 8 時間	24 個

※ 1：設置にあたっては、別紙 2 を参考にすること。また、専用両面テープ等、容易に取り外しが可能なこととし、地面に貼る人工芝については、端部がめくれ上がらないように段差解消スロープや人工

芝用エッジテープ等により固定すること。なお、既存施設を汚損又は破損しないよう十分配慮すること。

※ 2 : 上記以外にも発注者より追加で貸与する場合がある。

【受注者準備物品一覧（想定）】

物品名	備考	数量
デジタルサイネージ	・スタンド型 ・屋外対応型 ・43 インチ（縦型配置）程度	1 台
AI カメラ又は同等の人流解析システム	・実施期間中において 24 時間連続で計測可能なこと ・屋外環境下での使用に対応していること 【以下の項目を計測できるもの】 ・広場内の人数 ・通行量及び通行方向 ・滞在時間 ・滞在場所 ・性別及び年齢層の推定 ・グループ利用（複数人利用）の判定 ※「滞在場所」、「性別及び年齢層の推定」及び「グループ利用（複数人利用）の判定」については、1 日 7 時間以上の計測を 8 日以上実施すること。	1 台以上
公衆 wi-fi	・同時接続可能台数：125 台以上 ・一般的な Web 閲覧、動画視聴及び SNS 利用に支障のない通信環境を提供できること	別紙 1 に示す対象範囲内で使用できる台数

※電源は発注者にて用意する。

※各設置物については、レンタルまたはリースを想定しているが、調達方法について特に指定するものではない。

※設置物の仕様については参考（同等品可）とし、事前に発注者と協議し承諾を得ること。

※AI カメラの設置については、既存施設への柱に共架する形式を想定すること。また、設置場所については、設置するベンチ等が撮影範囲に含まれるよう、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

（2）実施（実証）

（1）の企画設計に基づき、設置物の設置、維持管理及び撤去を行うとともに、滞留空間の運営及び利用状況の把握を実施すること。

なお、実施期間中においては、発注者と協議のうえ、以下の対応を行うこと。

- ・設置物及び駅前北側広場（使用範囲）の維持管理として、原則週４回以上巡回し、設置物の点検及び清掃並びに吸い殻、空き缶その他のごみの回収を行うこと。なお、回収したごみは、受注者の責任において適正に処理することとし、大型ごみや不法投棄物その他受注者による処理が困難なものを確認した場合は、速やかに発注者へ連絡すること。
- ・利用状況を確認し、利用実態や課題を踏まえた配置調整その他必要な運用改善を行うこと。
- ・設置物等の破損、不具合又は事故・苦情等が発生した場合は、速やかに必要な対応を行うとともに、発注者へ報告すること。
- ・夜間及び休日を含む災害時・緊急時の緊急連絡体制を確保し、必要な対応を行うこと。

（３）効果の分析および評価

滞留空間の創出前後における効果検証を実施すること。検証にあたっては、平日・休日や時間帯別の違いを踏まえ、受注者が用意する AI カメラ又は同等の人流解析システムにより、利用人数、通行量及び通行方向、滞在人数、滞在場所、滞在時間、性別及び年齢層、グループ利用の状況等の観点から多角的に分析を行うこと。

なお、分析に用いた匿名化個票データ又は再分析可能なログデータについては、成果品として保存し、発注者へ提出すること。

さらに、利用者の満足度やニーズを把握するため、簡易なアンケート調査を実施すること。アンケート項目については、発注者と協議のうえ決定すること。また、調査は QR コード等を設置物又はサインージ等に掲出して実施することを基本とし、利用者が任意に回答できる方式とする。アンケート結果については集計及び分析を行うこと。

上記の結果を踏まえ、滞留空間の有効性及び効果に関する評価や今後の改善方策および展開に向けた提案を行うこと。

（４）協議資料の作成支援

本業務を遂行するにあたって道路管理者及び交通管理者、関係団体等との協議に必要な協議資料作成等の支援を行う。なお、関係機関との協議は発注者が主体となる。

（５）報告書の作成

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

（６）打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、業務期間中、成果品納品時に加え、必要に応じて、適宜、打合せを実施するものとし、協議内容は打合せ会議録として発注者へ提出しなければならない。

９．諸事故の処理

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決するものとする。また、実施による事故等に対応するため、保険に加入するものとする。

10. 成果品

受注者は、業務が完了したときは、次の成果品を遅滞なく提出し、発注者の検査を受けなければならない。提出部数は下記のとおりとし、成果品の体裁等は発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、成果品については、その著作権を含めて発注者に帰属するものとし、受注者は成果品を発注者の許可なく他に利用もしくは公表もしくは貸与してはならない。

- (1) 報告書 2 部
- (2) 報告書の概要版 1 部
- (3) その他必要な書類 1 式
- (4) 上記に関する電子データ 1 式 (CD-R 等)

11. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③発注者は、受注者が発注者に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

対象範囲は赤で囲む範囲とする。

<広域図>



<詳細図>



